中医協
 総-1-3

 23.6.2

誤送付・抽出誤り等一連の事務処理誤りに関するご指摘と対応(案)

1. 今回の事案について

(1) 基本認識

【ご指摘】

○今回事案の発生は、委託先だけの問題ではない。

【対応の考え方】

- ○単なる委託先のミスではないと深刻に受けとめており、調査対象 施設の関係者の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫びする。
- ○既に調査票が配布された、次の医療機関等の関係者の方々に対しては、実地に赴き、お詫びを行う。
 - ・調査票発送対象外の医療機関等
 - ・調査協力を辞退された要事前連絡の医療機関等
- (2) 委託先に対する管理体制

【ご指摘】

- ○委託先に業務を「丸投げ」しているのではないか。
- ○単純ミスを行う委託先の作成するデータは信頼できない。

【対応の考え方】

- ○従前の連絡調整・確認体制に加え、適時、節目に厚生労働省職員 が実地に委託先に赴き、実施状況を確認しながら管理を実施する。
- ○委託先の事務処理体制が、次の点について、改善されているか、 厚生労働省職員による実地確認を行う。

(確認ポイント)

- ・責任体制・役割分担の明確化
- ・文書による指示の徹底
- ・ダブルチェック、上長によるチェックの徹底
- ・再委託先選定のチェック・管理の徹底
- ○中医協において、前回の委託業務のデータ作成・処理状況について検証を行う。

(3) 責任

【ご指摘】

○厚生労働省や委託先の責任を明らかにすべきではないか。

【対応の考え方】

○中医協委員の協力を得て、今回の事案に対する原因究明及び再発 防止の観点を併せて検証を行う。

2. 今後の再発防止について

- (1) 医療課における対応
 - ①既に委託している業務
 - ・上記1.(2)の「確認ポイント」について点検を実施。
 - ・今回の委託先については、厚生労働省と共同で点検を実施。
 - ・他の委託先については、自主点検の上、報告を求める。

②今後実施予定の業務

- ・入札手続における企画提案書の審査時に、過去の事務処理誤りの有無及び対応・改善の方策・内容をチェック。
- ・契約書に、事務処理誤り等発生時の対応を定める。

(2) 省内への情報提供

○厚生労働省内の他部局が実施する調査について、今回の誤送付等 一連の事務処理誤りの発生に関する情報提供を行う。